

申込資格

申込みできる方は、申込期間で、次の1～5のすべてに当てはまる方に限ります。

1 申込者が成年者で、かつ世帯に中学生以下（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）の子どもがいる世帯で、そのことが住民票の写しで証明できること

外国人については、中長期在留者で、上記のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

- (1)「永住者（特別永住者を含む。）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
- (2)(1)以外の在留資格の場合、申込期間において、在留実績が継続して1年以上あること。

2 現に同居し、または同居しようとする親族（内縁および婚約者を含む）がいること

同居親族・・・申込者と一緒に市民住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。

同居・・・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること

（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

- (1)申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2)現に同居または別居のいずれであっても、配偶者と別居する申込みはできません。
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3)内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「未届の夫（または妻）」と記載されている住民票を提出できること。
- (4)パートナーシップの相手方との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ宣誓証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (5)現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
ア 申込者と婚約している方で、入居手続きのときまでに入籍ができること。
イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方。
ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。
ただし、入居しようとする世帯が高齢者世帯（注1）または心身障がい者世帯（注2）である場合には、3親等内の血族または姻族とします。
- (6)外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)から(5)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

※申込書を提出した後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込期間に生まれていない子は同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は市民住宅に入居できます。

3 所得（同居親族に所得がある場合は合算）が定められた基準内であること

申込世帯の所得の合計が、次ページの所得基準表の家族数に応じた所得基準の範囲内であること。

7～12ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

注1：高齢者世帯・・・申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。

- ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方および婚約者を含む）、婚約者、パートナーを含む。）
- イ おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方）
- ウ 18歳未満の児童

注2：心身障がい者世帯・・・申込者または同居親族が、次のいずれかにあてはまること。

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者
- イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む）
- エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者

4 現に自ら居住するための住宅を必要としていること

申込者及び同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がないこと。ただし、次のいずれかに該当する方は申込みできます。

- (ア) 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、町田市民住宅入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書等の提出が必要です。
- (イ) 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方。（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

5 申込者および同居親族が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会します。

※ 所得基準表

家族数	市民住宅の所得金額
2人	2,276,000円～6,224,000円
3人	2,656,000円～6,604,000円
4人	3,036,000円～6,984,000円
5人	3,416,000円～7,364,000円
6人	3,796,000円～7,744,000円
7人	4,176,000円～8,124,000円

※家族が8人以上の世帯は、東京都住宅供給公社都営住宅募集センターへお問い合わせください。

町田市パートナーシップ宣誓制度に伴う入居資格の拡大について

- ・町田市パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和5年6月以降の募集から親族のほか「パートナーシップの相手方」も家族向の申込資格を有することになりました。
- ・「パートナーシップの相手方」とは、「町田市性の多様性の尊重に関する条例（令和5年3月町田市条例第2号）第10条1項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそれと同等のものであると市長が認める他の地方公共団体の制度による証明を受けたパートナーシップの相手方」のことをいいます。
- ・この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップの相手方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ宣誓証明書の交付を受けた二人」も対象となります。
- ・なお、入居資格審査のときに町田市等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
- ・この募集では、「パートナーシップの相手方」を「パートナー」と表記しています。